

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第76号）

1 異議申立ての対象となった請求対象文書

(1) 諮問案件第120号に係る請求対象文書（以下「本件請求文書1」という。）

辰巳ダムの洪水調節後の放流量の検討において、測点ANo.160（平成15年度犀川総合開発事業（辰巳ダム建設）犀川水系河川整備計画検討業務委託（以下「本件業務委託」という。）で検討対象とした特定区間の起点から160m上流の地点）での計算結果を無害流量としたことの根拠に関する文書

(2) 諮問案件第121号に係る請求対象文書（以下「本件請求文書2」という。）

現地の状況を検討せずに、計算上の無害流量を最大放流量として採用したことの根拠に関する文書

2 担当課（所） 土木部辰巳ダム建設事務所

3 審査請求等の経緯

- |                       |                    |
|-----------------------|--------------------|
| (1) H18. 10. 2 公開請求   | (4) H19. 11. 21 諮問 |
| (2) H18. 11. 2 不存在決定  | (5) H22. 1. 21 答申  |
| (3) H18. 12. 20 異議申立て |                    |

4 諮問に係る審査会の判断結果

不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
<p>条例第11条 第2項 (不存在)</p>	<p>1 本件請求文書1について                      実施機関は、本件業務委託において、辰巳ダム直下から内川合流点までの間で、人家等の保全対象のある区間において測点を設定し、無害流量を評価している。                      異議申立人は、この測点のうち無害流量を決定した測点ANo.160よりも堤防高等からみて洪水の可能性が高い地点があるので、この無害流量を最大放流量の制約条件とすることは誤りであるとして、これを採用した根拠に関する文書の公開を求めている。                      これに対して、実施機関は、異議申立人の指摘する地点は水路との合流点であり、一般的に合流点は不等流計算による評価の対象としないので、本件業務委託においても当該箇所は評価対象としていないと説明している。                      実施機関はこのような評価の方針に基づき本件業務委託を実施しているので、請求に係る公文書は存在しないとする実施機関の主張は不自然ではない。</p> <p>2 本件請求文書2について                      異議申立人は、計算上の無害流量を最大放流量の制約条件とするだけでなく、河川の現況を考慮し、「無害流量以上の放流量とする場合のダム工事費の節減額」と「無害流量を超える流量に対応する河川改修工事費」を比較して、最大放流量を検討すべきとしている。                      これに対して、実施機関は、現況の河道で周辺に影響を与えない流量を検討したとしており、本件業務委託では異議申立人の述べる内容の検討は行っていないと説明していることから、請求に係る公文書は存在しないとする実施機関の主張は不自然ではない。</p>

5 審議経緯 審査回数 4回

(別 紙)  
答申第76号

# 答 申 書

平成22年1月

石川県情報公開審査会

## 第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

## 第2 異議申立てに至る経緯

### 1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成15年度犀川総合開発事業（辰巳ダム建設）犀川水系河川整備計画検討業務委託（以下「本件業務委託」という。）に関して、平成18年10月2日に次の公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

#### (1) 諮問案件第120号に係る請求文書（以下「本件請求文書1」という。）

辰巳ダムの洪水調節後の放流量の検討において、測点ANo.160（本件業務委託で検討対象とした特定区間の起点から160m上流の地点。以下同じ。）での計算結果を無害流量としたことの根拠に関する文書

#### (2) 諮問案件第121号に係る請求文書（以下「本件請求文書2」という。）

現地の状況を検討せずに、計算上の無害流量を最大放流量として採用したことの根拠に関する文書

以下、本件請求文書1と本件請求文書2を併せて「本件請求文書」という。

### 2 実施機関の決定

実施機関は、平成18年10月16日に条例第12条第2項に基づき、公開決定等の期限を20日間延長することとして異議申立人に通知し、平成18年11月2日に、本件公開請求について公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、公文書を保有していない理由を付して異議申立人に通知した。

（公文書を保有していない理由）

#### (1) 本件請求文書1について

測点ANo.150の左岸では水路が合流し河岸高が低くなっているが、一般的に不等流計算の断面設定を行う際に河川や水路の合流箇所は評価箇所とはせず、本評価においても同様の考え方としている。よって公開請求に係る文書は存在しない。

#### (2) 本件請求文書2について

無害流量の検討は、辰巳ダム下流から内川合流点までの区間について現況の河道で周辺に影響を与えず処理可能な流量を算定したものであるため、公開請求に係る文書は存在しない。

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成18年12月20日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

#### 4 諮問

実施機関は、平成19年11月21日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

#### 5 諮問案件の併合

諮問案件第120号及び同第121号に係る不服申立てについては、いずれも本件業務委託の記載に関する公文書の不存在決定処分について提起されたものであることから、当審査会は一括して審議し答申することとした。

### 第3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取消し、請求内容に対応する文書の公開を求めるというものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

##### (1) 本件請求文書1について

ア 本件業務委託の報告書では、辰巳ダム下流で安全に流下できる流量（無害流量）を制約条件として辰巳ダムの最大放流量を検討しているが、その際、測点ANo.160の無害流量 $489\text{ m}^3/\text{s}$ を各測点における最小値であるとして、最大放流量を設定している。

しかし、測点ANo.150付近の左岸側は堤防が一段低くなっており、 $489\text{ m}^3/\text{s}$ 以下の流量で水害を受けると考えられ、測点ANo.160の無害流量を最大放流量とする理由はない。

イ 実施機関は、測点ANo.150付近は合流点であり、「一般的に不等流計算の断面設定を行う際に、河川や水路の合流点は評価箇所とはせず、本評価でも同様の考え方」であるので、当該測点を評価箇所としていないとしている。

しかし、「一般的」という考え方の根拠を示しておらず、また、河川は全て支流の合流から成り立っているもので、その箇所を評価しなければ治水対策は不可能である。

したがって、実施機関の説明には理由がない。

ウ 測点ANo.160付近の左岸側には保全対象である人家や道路は皆無であり、そのすぐ下流には崖地があるので、ここで氾濫が起きても下流に影響はないと考えられ、当該地点での無害流量を最大放流量の制約条件とする理由はない。

##### (2) 本件請求文書2について

本件業務委託において、辰巳ダムの最大放流量が下流の無害流量を制約条件として検討されているが、仮にダムの放流量が無害流量を上回る場合でも、その被害が軽微であるか、そのための対策工事費用が安価であれば、無害流量を上回る放流量を前提にダム

の設計を行い、ダム工事費を節約する方が経済的である可能性もある。

したがって、最大放流量の決定をする場合は、計算上の無害流量を制約条件とするだけでなく、現地の状況を確認して、対策工等の検討も行うべきであるが、行われていないので、その根拠の公開を求める。

また、内川合流点から浅野川放水路までの区間についても検討すべきと考えられる。特に、内川合流点については、それより50m程度上流で出発水位が決定されているが、同地点は犀川が内川とほぼ直角に合流しており、合流点の上下流で堤防高等に特段の差異は認められず、合流による堰上げや堤防の洗掘等が懸念される。この点を考慮しないと出発水位が決められないと考えられるので、評価すべきである。

実施機関は、内川合流点は内川ダムによる操作があるため検討対象としないとしているが、このような操作が行われるからこそ検討する必要があると考える。

#### 第4 実施機関の主張要旨

実施機関が主張している要旨は、理由説明書からみると、おおむね次のとおりである。

##### 1 本件請求文書1について

無害流量の検討は、辰巳ダムの最大放流量時にダム下流から内川合流点までの区間について、現況の河道を前提に、周辺に影響を与えず処理可能な流量を算定したもので、人家等の保全対象のある内川合流点付近をA区間、下辰巳橋付近をB区間、ほたる橋付近をC区間とし、各区間において段階流量による不等流計算を行い、余裕高1.0mを確保できる流量を算定したものである。

測点ANo.150付近は左岸側から水路が合流するため、一部河岸高が低くなっているが、一般的に不等流計算を行う際の河川断面の設定においては、河川や水路の合流箇所は評価対象としていないので、本件業務委託においても同様の考え方を採用しており、当該地点は評価の対象外である。

##### 2 本件請求文書2について

無害流量の検討は、現況の河道を前提に、周辺に影響を与えずに処理可能な流量を算定したもので、対策工事の実施等は検討しておらず、請求に係る公文書は存在しない。

なお、内川合流点から下流については、辰巳ダムからの放流量と内川の流量が合流したもので、内川の流量については、上流に位置する内川ダムによる操作があるため、検討の対象とせず、辰巳ダムによる放流の影響を考慮して無害流量を定め、これによってダム洪水吐きからの最大放流量を検討したものである。

#### 第5 審査会の判断理由

##### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を

基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

## 2 本件請求文書の性格等について

### (1) 本件請求文書1について

本件業務委託において、測点ANo.160の無害流量を辰巳ダムの最大放流量の制約条件として採用した根拠に関する公文書である。

### (2) 本件請求文書2について

現地の状況を考慮せず、計算上の無害流量をもって辰巳ダムからの最大放流量を検討した根拠に関する公文書である。

## 3 本件請求文書の不存在について

### (1) 本件請求文書1について

実施機関は、本件業務委託において、辰巳ダム直下から内川合流点までの間で、人家等の保全対象のある区間において測点を設定し、無害流量を評価している。

異議申立人は、この測点のうち無害流量が最小となる測点ANo.160よりも堤防高等からみて洪水の可能性が高い地点があるので、この無害流量を最大放流量の制約条件とすることは誤りであるとして、これを採用した根拠に関する文書の公開を求めている。

これに対して、実施機関は、異議申立人の指摘する地点は水路との合流点であり、一般的に合流点は不等流計算による評価の対象としないので、本件業務委託においても当該箇所は評価対象としていないと説明している。

実施機関はこのような評価の方針に基づき本件業務委託を実施しているので、請求に係る公文書は存在しないとする実施機関の主張は不自然ではない。

### (2) 本件請求文書2について

異議申立人は、計算上の無害流量を最大放流量の制約条件とするだけでなく、河川の現況を考慮し、「無害流量以上の放流量とする場合のダム工事費の節減額」と「無害流量を超える流量に対応する河川改修工事費」を比較して、最大放流量を検討すべきとしている。

これに対して、実施機関は、現況の河道で周辺に影響を与えない流量を検討したとしており、本件業務委託では異議申立人の述べる内容の検討は行っていないと説明していることから、請求に係る公文書は存在しないとする実施機関の主張は不自然ではない。

以上のことから、本件処分において、本件請求文書の不存在決定を行ったことは、妥当である。

## 4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、本件異議申立てにおいて、ダムからの最大放流量の制約条件の設定にあたっては、水路等の合流点や内川との合流点についても検討対象とすべきなどと主張するが、当審査会はその適否について審議する立場にはなく、本件処分に関する判断を左右するものではない。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 19 年 11 月 21 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 1 2 0 号) ○諮問を受けた。(諮問案件第 1 2 1 号)
平成 20 年 1 月 15 日	○実施機関(土木部辰巳ダム建設事務所)から理由説明書を受理した。
平成 20 年 4 月 2 日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成 21 年 11 月 5 日 (第 185 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 21 年 11 月 27 日 (第 186 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 21 年 12 月 11 日 (第 187 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 21 年 12 月 25 日 (第 188 回審査会)	○事案の審議を行った。